

# マイホームを検討している人へ耳よりなお知らせ

七尾市で住宅を新築または購入した人に  
「定住促進住宅取得奨励金」を交付します。



## 『どんな家ならもらえるの？』

延べ床面積が**70m<sup>2</sup>以上**（併用住宅の場合は居住部分が70m<sup>2</sup>以上）の一戸建て住宅

## 『どんな人がもらえるの？』

住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人  
市税に滞納がない人

## 『いくらもらえるの？』

下記の額を上限額とし交付

新築住宅

**30万円**

借入額の3%

または

中古住宅

**10万円**

借入額の1%

※1

市内建築業者の施工

**20万円**

借入額の2%

※2

市外からの転入

**20万円**

借入額の2%

※3

子育て世帯

中学生以下の子ども1人につき

**10万円**

借入額の1%

※4

「向陽タウンはまだ」分譲宅地で新築  
(中島町浜田地内)

**200万円**

※5

上記は、上限額であり建物にかかる資金の借り入れが1000万円以上の場合の表記です。

(借入額に制限はありませんが契約額が借入額を下回る場合は、契約額が上限となります。)

※ 建物の所有権が共有となっている場合、奨励金の交付額は所有権の持分で按分されます。資金借り入れの連帯債務や建物所有権の設定の際にはご注意ください。

※1 新築住宅とは、建築工事が完了した日から1年未満のもので、建築後使用されたことのない一戸建て住宅。

中古住宅とは、昭和56年6月1日以降に建築着工後、使用されていた一戸建て住宅。

購入金額に土地代を含む場合は、土地の固定資産評価額に1.3を乗じた額を購入額から差し引いた金額を上限とした借入金額。

※2 市内建築業者とは、営業所や事務所の所在地が七尾市内にあり、建設業法に基づく許可または、宅地建物取引業法に基づく免許を受けている法人または個人もしくは住宅建築業を営んでいると市長が認める者。中古住宅購入には該当しません。

※3 転入者とは、転入した日の前日から3年以上継続して七尾市外に住み、転入後3年以内に住宅の登記をした者。

※4 子育て世帯とは、交付申請時に、同居する中学生までの申請者の子どもがいる世帯。

※5 市の分譲宅地「向陽タウンはまだ」を購入して新築した場合、200万円を交付。

→お申込み・お手続きの流れは裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

七尾市建設部 都市建築課

電話0767-53-8429

## **①マイホームを決断して契約が完了したら、申し込みをしてください。**

申込書に必要事項を記入のうえ都市建築課へ提出してください。

### **【添付書類】**

- ①**住宅の平面図**（床面積が記載されているもの）
- ②**工事請負契約書または売買契約書の原本を提示**  
(契約書は都市建築課でコピー後、お返します)
- ③購入の場合で購入金額に土地代が含まれる場合、**土地の固定資産評価証明書**
- ④代理の方が提出するときは、**委任状**（申込書の記入は代理不可）



## **②マイホームの登記（所有権保存、所有権移転または抵当権設定）が完了してから、**

**3ヶ月以内に交付申請をしてください。**（申請時には新居で生活していること）

交付申請書に必要事項を記入のうえ以下の書類を添えて提出してください。

### **【添付書類】**

- ①**金銭消費貸借契約書等の写し**（住宅ローンの契約書で印紙の添付があるもの）
- ②**建物の登記事項証明書の写し**（法務局の証明印および抵当権設定の記載があるもの）
- ③**建築業者を証明する書類**  
(建設業法の許可、業態証明書、宅地宅建取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類)
- ④**住民票の謄本**（申請日の3ヶ月以内に発行され、新居に住所を移したもので家族全員の記載があるもの）
- ⑤戸籍の附票（市外から転入の場合）（七尾市へ転入した日より過去3年間の住所がわかるもの）
- ⑥**検査済証の写し**（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査）、  
もしくは建築確認申請を要しない証明書
- ⑦**市税に未納税額がない証明**（申請日と同じ月内に発行され、入居者全員分が必要）
- ⑧申し込み後、契約内容（金額や設計）の変更があった場合は、  
変更後の契約書の提示や平面図の提出が必要です。
- ⑨**交付申請の際のチェックシート**
- ⑩代理の方が提出するときは、**委任状**（申請書の記入は代理不可）